

議案第 92 号

三田市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

三田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名            むし      あき      きよ      こ  
                    虫        明        清        子

住 所            兵庫県三田市狭間が丘五丁目

平成 22 年 12 月 17 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

（提案理由）

平成 22 年 12 月 24 日付をもって、三田市教育委員会委員 虫明 清子氏の任期が満了するので、後任委員を任命する必要があるため。

（参考）

三田市教育委員会委員一覧表

氏 名	任 命 年 月 日	任 期 満 了 年 月 日
中田 勝夫	平成 20 年 6 月 27 日	平成 23 年 12 月 21 日
中島 翠	平成 20 年 12 月 22 日	平成 24 年 12 月 21 日
大澤 洋一	平成 21 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日
佐野 直克	平成 22 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（任命）

第 4 条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、

教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。